

2023年12月4日 全12頁

大量保有報告書（特例報告）等の提出状況

特例報告利用者での提出遅延は見られず

金融調査部 研究員 矢田歌菜絵
主任研究員 横山 淳

[要約]

- 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」では、公開買付制度や大量保有報告制度の見直しが進められている。第1回会合（2023年6月5日）では、大量保有報告制度に係る論点として、重要提案行為や共同保有者の範囲の明確化、デリバティブの取扱い、エンフォースメント（実効性の確保）の強化等が挙げられた。以後、本稿公表時点までに5回の会合が開催され、報告書の取りまとめに向けて議論が進められている。
- 大量保有報告制度における特例報告制度とは、日々の営業活動等によって反復継続的に株券等の売買を行っている金融商品取引業者等に認められる簡便な報告方法である。金融商品取引業者等において、基準日時点で上場会社等の株券等保有割合が5%超となった場合に、大量保有報告書を提出しなければならない。また、大量保有報告書の提出後、基準日時点で、株券等保有割合が1%以上増減した場合や記載すべき重要な事項の変更があった場合には変更報告書の提出が求められる。
- 本稿では、特例報告制度を利用して提出された大量保有報告書と変更報告書の提出状況について調査した。「2022年6月1日～2023年5月31日」の1年間には、876件の大量保有報告書（特例）、3,982件の変更報告書（特例）が提出されており、これらについて提出遅延は見られなかった。
- 特例報告制度を利用して提出された大量保有報告書および変更報告書において、主たる提出者の保有目的についても調査を行ったところ、「純投資」または「業務（証券投資や顧客の資産運用等）」等が大半であった。ただし、一部では「政策投資」目的の保有も見られた。

はじめに

金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(以下、WG)¹において、公開買付制度や大量保有報告制度の見直しが進められている。WG 第1回会合²は2023年6月5日に開催され、以後、本稿公表時点までに5回の会合が開催されている。第5回会合(2023年11月1日)³では、これまでの議論について再度の確認が取られ、以後、WGの報告書の取りまとめが進められている。WGでは、公開買付制度や大量保有報告制度の在り方、および実質株主の透明性について議論された。

WG 第1回会合で示された論点は、おおむね以下の通りである。

公開買付制度

- ・市場内取引(立会内)の取扱い、第三者割当(新株発行)の取扱い
- ・義務的公開買付け(3分の1ルール)や全部買付義務の閾値(3分の2)の引下げ
- ・欧州型の規制(事後型の規制)への転換

大量保有報告制度

- ・重要提案行為、共同保有者の範囲の限定または明確化
- ・デリバティブの取扱い
- ・エンフォースメントの強化

実質株主の透明性

- ・効率的な実質株主の把握

本稿では、WGの論点の1つである大量保有報告制度のエンフォースメント(実効性の確保)に関して、大量保有報告書(一般)⁴、変更報告書(一般)⁵に続いて、大量保有報告書(特例)および変更報告書(特例)の提出状況等についても調査を行い、その在り方について考察する。

¹ 市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家との間の建設的な対話の促進等の観点から、公開買付制度・大量保有報告制度等の在り方について検討を行うことを目的に、2023年3月2日開催の第51回金融審議会総会・第39回金融分科会合同会合における金融担当大臣の諮問を受けて設置された。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryoku/2023_0302.html

² 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第1回)(2023年6月5日)

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/shiryoku/20230605.html

³ 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第5回)(2023年11月1日)

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/shiryoku/20231101.html

⁴ 大量保有報告書(一般報告)の提出状況については、矢田歌菜絵・平石隆太・横山淳「大量保有報告書の提出状況」(2023年7月21日付大和総研レポート)を参照されたい。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20230721_023906.html

⁵ 変更報告書(一般報告)の提出状況については、矢田歌菜絵・横山淳「変更報告書の提出状況とその記載内容」(2023年10月12日付大和総研レポート)を参照されたい。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20231012_023791.html

大量保有報告制度⁶の概要

一般報告制度

大量保有報告制度とは、上場会社等の株券等保有割合が 5%超となった者（以下、大量保有者）に大量保有報告書の提出を義務付ける制度である（金融商品取引法第 27 条の 23 等）。原則的な報告方法（一般報告）では、株券等保有割合が 5%超となった日から 5 営業日以内⁷に大量保有報告書を提出する必要がある。

特例報告制度

金融商品取引業者や銀行その他内閣府令に定める者（以下、金融商品取引業者等とする）に対しては、特例報告という簡便な報告方法が認められる（金融商品取引法第 27 条の 26、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 11 条、第 14 条）。簡便な報告方法が認められる背景としては、「日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っている金融商品取引業者等については、取引の都度詳細な情報開示を求めると、事務負担が過大になるため」⁸とされている。

特例報告制度では、取引の都度ではなく、基準日ベースで大量保有報告書や変更報告書の提出の要否が判断される。すなわち、基準日時点で株券等保有割合が 5%超となっている場合は、その基準日から 5 営業日以内の大量保有報告書の提出が必要となる。

特例報告制度の対象となり得る金融商品取引業者等には、以下が挙げられる。

- 第一種金融商品取引業者、投資運用会社、銀行、一定の信託会社、保険会社等
- 外国の法令に準拠し、外国で上記と同等の業務を営む者
- 農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行等保有株式取得機構、日本銀行、預金保険機構
- 上記（金融商品取引業者等）を共同保有者とする者で、金融商品取引業者等でない者
- 国、地方公共団体、およびこれらを共同保有者とする者

（出所）株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 11 条、第 14 条より大和総研作成

ただし、株券等保有割合が 10%超となった場合や、重要提案行為等を保有目的としている場合、事前に当局に基準日について届け出ていない場合等には、特例報告適用者であっても特例報告が認められない（金融商品取引法第 27 条の 26、株券等の大量保有の状況の開示に関する

⁶ 詳細は、横山淳「いまさら人には聞けない 大量保有報告（5%ルール）のQ&A」（2013年3月11日付大和総研レポート）を参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20130311_006922.html

⁷ 提出期限までの日数は、報告義務発生日の翌日から起算して 5 営業日以内とされている。

財務省関東財務局「大量保有報告書に関するよくあるご質問」

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/disclo/tairyau/qanda.htm>

⁸ 前掲脚注 2 資料 3「事務局説明資料」p. 5

内閣府令第 12 条等)。

また、金融商品取引業者等でない者を共同保有者とする場合で、その金融商品取引業者等でない共同保有者の株券等保有割合が合計で 1%を超える場合等は、特例報告を使うことはできず、一般報告の対象となる（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 13 条）。

変更報告書の提出義務

大量保有報告書の提出後に、直前の報告から株券等保有割合が 1%以上増減した場合や記載すべき重要な事項の変更があった場合には、一般報告の場合は報告義務発生日から 5 営業日以内に、特例報告の場合は金融商品取引業者等が届け出た基準日から 5 営業日以内に、変更報告書を提出する必要がある（金融商品取引法第 27 条の 25、金融商品取引法第 27 条の 26 第 2 項）。変更報告書の提出が求められるケースを整理すると以下の通りである。

- ▶ 株券等保有割合が 1%以上増減した場合 ^(注 1)
- ▶ 記載すべき内容に重要な事項の変更があった場合（一例）
 - ✓ 保有者または共同保有者について、共同保有者（数）の変更があった場合
 - ✓ 保有者または共同保有者について、商号または住所に変更があった場合
 - ✓ 保有者または共同保有者について、担保契約等の締結または変更があった場合
 - ✓ 保有者または共同保有者について、保有する株券等の内訳の変更があった場合 等

(注 1) 厳密には、直前の報告書に記載された株券等保有割合と現在の株券等保有割合を比較して 1%以上の増減があった場合。

(注 2) ただし、単体株券等保有割合が 1%未満の増減や契約等の軽微な変更等については変更報告書の提出は不要となる（金融商品取引法施行令第 14 条の 7 の 2 第 1 項）。

(出所) 関東財務局（前掲脚注 7 ウェブサイト）をもとに大和総研作成

大量保有報告書（特例）および変更報告書（特例）の提出状況

本稿では、「2022 年 6 月 1 日～2023 年 5 月 31 日」に EDINET に掲載された特例報告制度を利用した大量保有報告書および変更報告書について、その提出主体や提出日、提出事由等を調査した。なお、大量保有報告書および変更報告書の提出にあたり共同保有者がいる場合は複数の提出者に関して情報を記載する必要があるが、本稿では提出主体や保有目的の集計にあたり、主たる提出者として 1 番目の提出者についてのみ取扱うこととした。

概観

前述の期間に EDINET に提出および掲載された大量保有報告制度に係る書類の数は、図表 1 の通り合計で 13,223 件であった。そのうち大量保有報告書（特例）は 886 件、変更報告書（特例）は 3,990 件であった。以降本稿では、大量保有報告書（特例）および変更報告書（特例）

について取扱う。

提出主体

最初に、提出主体別の大量保有報告書および変更報告書の提出件数を確認した。提出主体の分類はEDINETの提出者種別によるもので、特例報告制度に限ると図表2の通り4つに分類される⁹。

図表1 2022年6月1日～2023年5月31日にEDINETに提出および掲載された大量保有報告制度に係る書類の数

書類名	分類	件数
大量保有報告書	一般	958
	特例	886
	小計	1,844
変更報告書	一般	5,471
	特例	3,990
	短期大量譲渡	307
	小計	9,768
訂正報告書	(大量保有報告書・変更報告書)	1,611
	小計	1,611
合計		13,223

(注1) 分類における「一般」は「一般報告」、「特例」は「特例報告」としている。

(注2) 訂正報告書は、大量保有報告書に係るものと変更報告書に係るものを併せている。

(注3) 提出件数はEDINETに提出および掲載された報告書に対して、[EDINET API仕様書](#)にて配布されている「別紙1 様式コードリスト」記載の「府令コード」と「様式コード」の組み合わせをもとに機械的に集計している。そのため、例えば、様式コード上は「大量保有報告書」に分類されていても、当該報告書の表紙が必ずしも「大量保有報告書」でない場合や、当該報告書の根拠条文が大量保有報告書に係るもの（金融商品取引法第27条の23または第27条の26）でない場合も、「大量保有報告書」として集計されている。

(注4) 2022年6月1日～2023年5月31日にEDINETに掲載された変更報告書が対象。

(出所) EDINET 閲覧サイトより大和総研作成

図表2 提出主体の分類

	分類	名称
内国法人・組合	有価証券報告書等の提出義務あり	内国法人・組合
	有価証券報告書等の提出義務なし	内国法人・組合 (有価証券報告書等の提出義務者以外)
外国法人・組合	有価証券報告書等の提出義務あり	外国法人・組合
	有価証券報告書等の提出義務なし	外国法人・組合 (有価証券報告書等の提出義務者以外)

(出所) 金融庁「書類提出操作ガイド」(脚注9文書)より大和総研作成

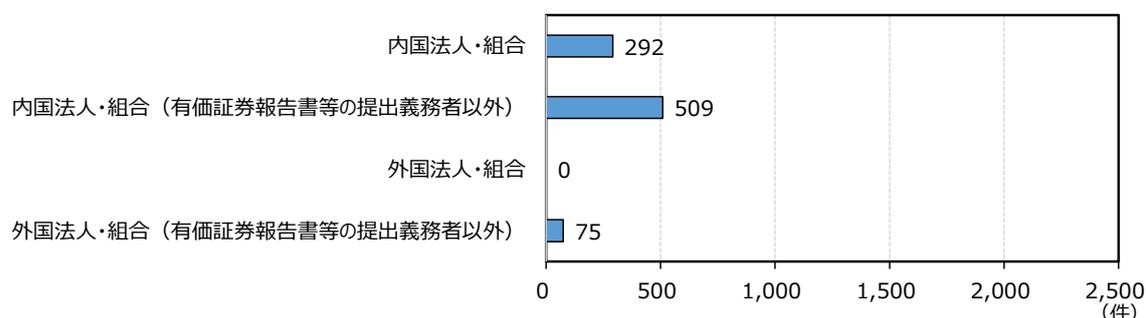
以後、本稿では、前掲図表1の大量保有報告書(特例)886件のうち、表紙に「大量保有報

⁹ 金融庁「書類提出操作ガイド」pp.40-41

<https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/guide/static/submit/download/ESE140105.pdf>

告書」と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項であるものから、提出者が個人であった 1 件を除いた 876 件を取扱う。また、図表 1 の変更報告書（特例）3,990 件のうち、表紙に「変更報告書」（任意の附番の記載含む）と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第 27 条の 26 第 2 項であるものから、提出者が個人であった 1 件および特例制度の対象ではないと思われる 1 件を除いた 3,982 件を取扱う。これら対象の大量保有報告書（特例）および変更報告書（特例）の提出件数を主体別に見ると、「内国法人・組合（有価証券報告書等の提出義務者以外）」が過半数を占めていたことが分かる（図表 3, 4）。

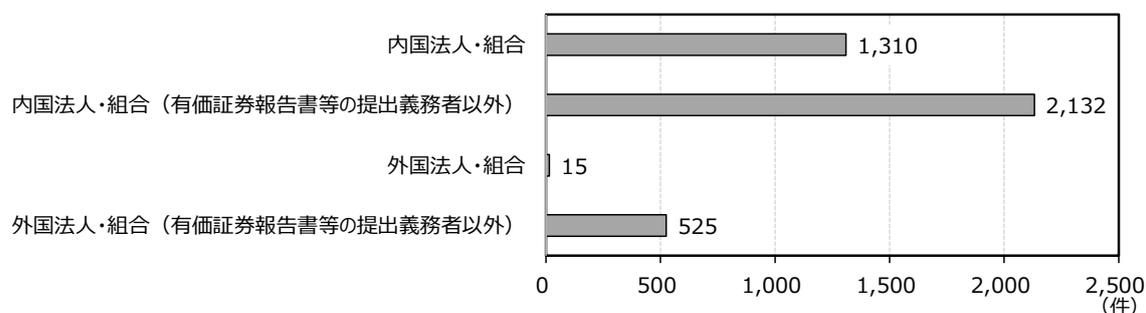
図表 3 提出主体別の大量保有報告書（特例）提出件数



（注 1）提出主体の属性は、各大量保有報告書（特例）に紐づけられている提出者の EDINET コードに基づく。
 （注 2）前掲図表 1 の大量保有報告書（特例）886 件のうち、表紙に「大量保有報告書」と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項であるものから、提出者が個人であった 1 件を除いた 876 件を対象とした。

（出所）EDINET 閲覧サイト、各大量保有報告書より大和総研作成

図表 4 提出主体別の変更報告書（特例）提出件数

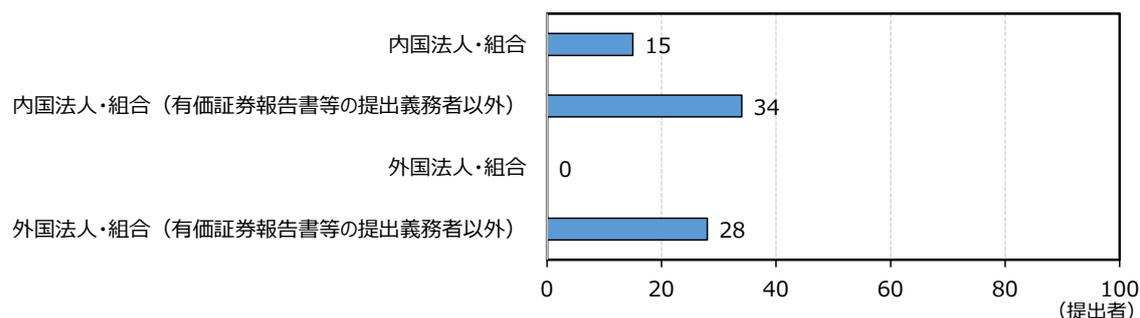


（注 1）提出主体の属性は、各変更報告書（特例）に紐づけられている提出者の EDINET コードに基づく。
 （注 2）前掲図表 1 の変更報告書（特例）3,990 件のうち、表紙に「変更報告書」（任意の附番の記載含む）と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第 27 条の 26 第 2 項であるものから、提出者が個人であった 1 件および特例制度の対象ではないと思われる 1 件を除いた 3,982 件を対象とした。

（出所）EDINET 閲覧サイト、各変更報告書より大和総研作成

次に、大量保有報告書（特例）および変更報告書（特例）の提出者数について調査した。図表 3 および 4 で示した大量保有報告書（特例）および変更報告書（特例）に紐づいている提出者の情報から提出者の数を集計すると、それぞれ「内国法人・組合（有価証券報告書等の提出義務者以外）」と「外国法人・組合（有価証券報告書等の提出義務者以外）」が最も多かった（図表 5, 6）。

図表 5 提出主体別の大量保有報告書（特例）提出者数

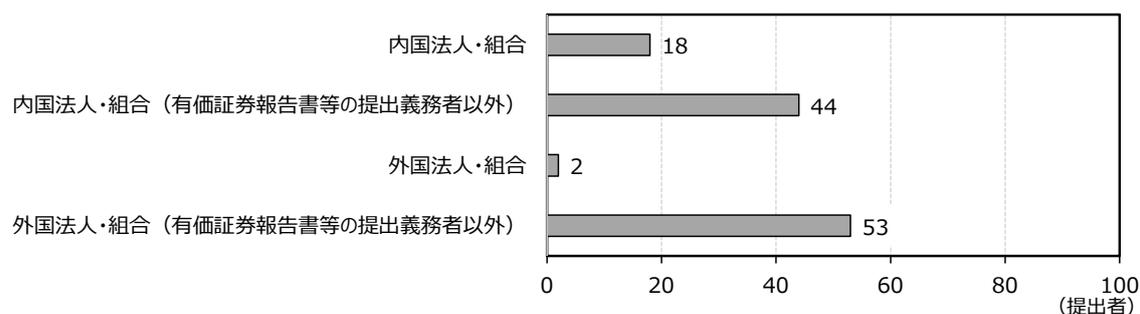


（注 1）提出主体カウントおよびその属性は、各大量保有報告書に紐づけられている提出者の EDINET コードに基づく。

（注 2）前掲図表 1 の大量保有報告書（特例）886 件のうち、表紙に「大量保有報告書」と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項であるものから、提出者が個人であった 1 件を除いた 876 件を対象とした。

（出所）EDINET 閲覧サイト、各変更報告書より大和総研作成

図表 6 提出主体別の変更報告書（特例）提出者数



（注 1）提出主体カウントおよびその属性は、各変更報告書に紐づけられている提出者の EDINET コードに基づく。

（注 2）前掲図表 1 の変更報告書（特例）3,990 件のうち、表紙に「変更報告書」（任意の附番の記載含む）と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第 27 条の 26 第 2 項であるものから、提出者が個人であった 1 件および特例制度の対象ではないと思われる 1 件を除いた 3,982 件を対象とした。

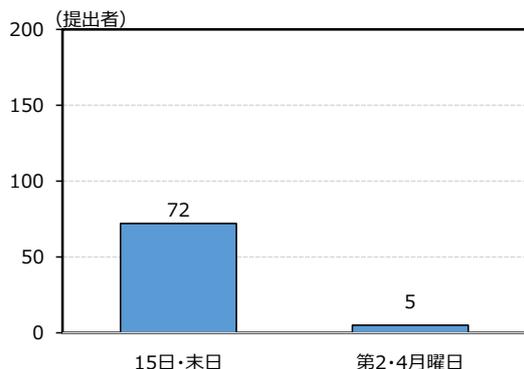
（出所）EDINET 閲覧サイト、各変更報告書より大和総研作成

基準日

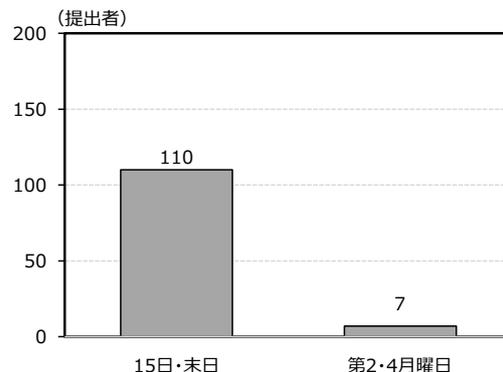
特例報告制度では、金融商品取引業者等は事前に当局に届け出た月 2 回以上の基準日において大量保有報告書等の提出の要否を判断し、大量保有報告書等の提出が必要となった場合には、その基準日から 5 営業日以内に報告書を提出すればよいとされている。この基準日は、各月の第 2・4 月曜日（第 5 月曜日がある場合は、第 2・4・5 月曜日）、または、各月の 15 日・末日のどちらかを金融商品取引業者等が選択し、その旨を届け出ることとされている（金融商品取引法第 27 条の 26、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 2 項）。

前述の 1 年間において特例報告制度を利用して大量保有報告書（特例）および変更報告書（特例）を提出した金融商品取引業者等の基準日を集計するとそれぞれ図表 7、8 の通りであった。どちらの場合も、各月の 15 日・末日を基準日としている場合が大半を占めていた。

図表 7 大量保有報告書（特例）の提出者ごとの基準日



図表 8 変更報告書（特例）の提出者ごとの基準日



(注1) 提出者数は各大量保有報告書および各変更報告書に紐づけられている提出者のEDINETコードに基づく。
 (注2) 図表7は前掲図表1の大量保有報告書（特例）886件のうち、表紙に「大量保有報告書」と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第27条の26第1項であるものから、提出者が個人であった1件を除いた876件を対象とした。

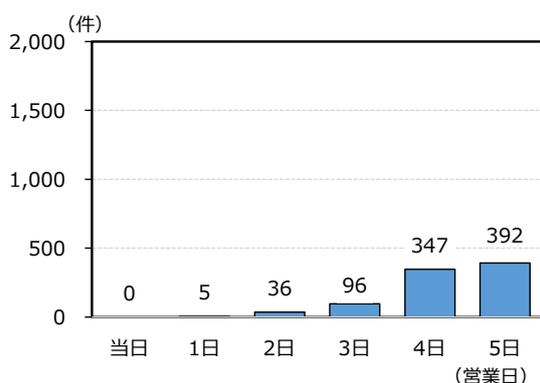
(注3) 図表8は前掲図表1の変更報告書（特例）3,990件のうち、表紙に「変更報告書」（任意の附番の記載含む）と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第27条の26第2項であるものから、提出者が個人であった1件および特例制度の対象ではないと思われる1件を除いた3,982件を対象とした。

(出所) EDINET 閲覧サイト、各変更報告書より大和総研作成

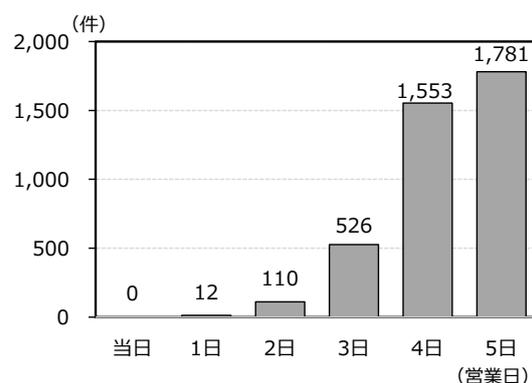
基準日から提出日までの所要営業日数

前述の基準日から、大量保有報告書（特例）および変更報告書（特例）提出までの所要営業日数を集計するとそれぞれ図表9、10の通りで、特例報告において提出遅延は見られなかった。また、金融商品取引業者等における定例的な業務ということもあり、提出期限から少し余裕を持って提出されていることが多いようである。

図表 9 大量保有報告書（特例）の基準日から提出日までの所要営業日数



図表 10 変更報告書（特例）の基準日から提出日までの所要営業日数



(注1) 提出者数は各大量保有報告書および各変更報告書に紐づけられている提出者のEDINETコードに基づく。
 (注2) 図表9は前掲図表1の大量保有報告書（特例）886件のうち、表紙に「大量保有報告書」と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第27条の26第1項であるものから、提出者が個人であった1件を除いた876件を対象とした。

(注3) 図表10は前掲図表1の変更報告書（特例）3,990件のうち、表紙に「変更報告書」（任意の附番の記載含む）と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第27条の26第2項であるものから、提出者が個人であった1件および特例制度の対象ではないと思われる1件を除いた3,982件を対象とした。

(出所) EDINET 閲覧サイト、各変更報告書より大和総研作成

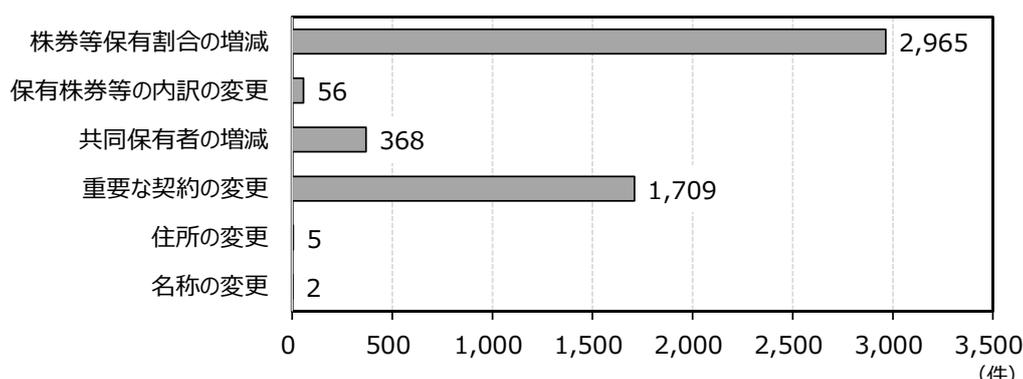
大量保有報告書（特例）および変更報告書（特例）の記載内容

変更報告書（特例）における提出事由

大量保有報告書（特例）は、株券等の保有割合が初めて 5%を超えた場合に提出しなければならない。変更報告書（特例）の場合は、前述の通り、株券等保有割合の増減が 1%以上であった場合の他、大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合にも提出しなければならない。

変更報告書（特例）の提出事由を集計すると、「株券等保有割合の 1%以上の増減」によるものが最多であった。その次に「重要な契約等の変更」によるものが多いことが分かった（図表 11）。この「重要な契約等の変更」については、金融商品取引業者等と他の金融商品取引業者等およびその関連会社、機関投資家、個人投資家との間の株券貸借取引に係る契約の変更が大部分を占めていた。

図表 11 変更報告書（特例）の提出事由



(注 1) 提出事由が欄記載の提出事由が複数ある場合は、そのいずれも集計しているため、提出事由の総数は変更報告書の提出件数を上回る。

(注 2) 「共同保有者の株券等保有割合が 1%以上増加」は「株券等保有割合の増減」、「共同保有者の商号の変更」は「名称変更」に含めるなど、提出事由の行為者ではなく、その事由に着目して集計した。

(注 3) 前掲図表 1 の変更報告書（特例）3,990 件のうち、表紙に「変更報告書」（任意の附番の記載含む）と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第 27 条の 26 第 2 項であるものから、提出者が個人であった 1 件および提出者が特例制度の対象ではないと思われる 1 件を除いた 3,982 件を対象とした。

(注 4) 変更報告書の表紙に記載されている「変更報告書提出事由」欄の記載事項を提出事由とした。

(出所) EDINET 閲覧サイト、各変更報告書より大和総研作成

保有目的

次いで、大量保有報告書（特例）および変更報告書（特例）の「保有目的」欄に記載されている保有目的についてもそれぞれ集計を行った。保有目的区分を図表 12 のように分類し、特に自己勘定による保有か、顧客勘定による保有か区別した。なお、本稿では複数の提出者（共同保有者）がいる場合は、主たる提出者として 1 番目の提出者の保有目的のみについて集計していることに注意されたい。

図表 12 保有目的の分類

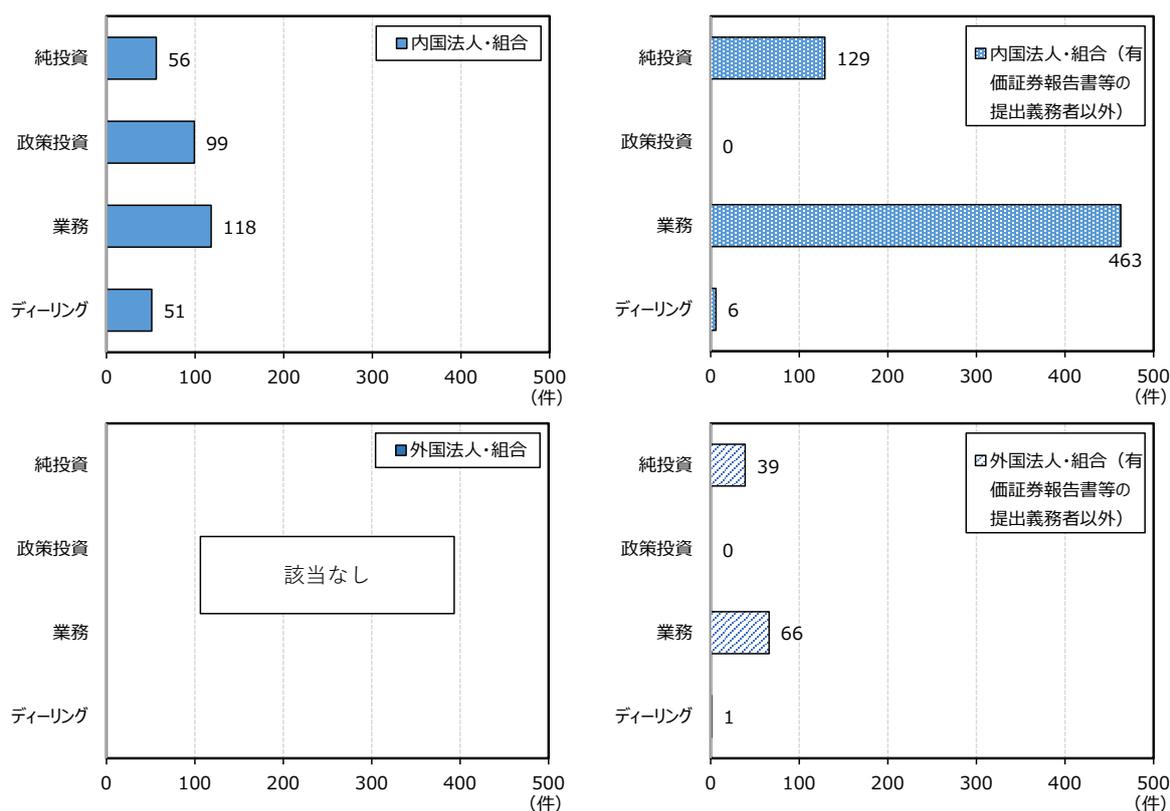
分類	大量保有報告書（特例）・変更報告書（特例）記載の保有目的
純投資	純投資
政策投資	政策投資、発行会社との取引関係の強化 等
業務	証券業務、顧客の資産運用、投資一任契約、証券投資信託の財産 等
ディーリング	ディーリング、自己勘定 等

（出所）各大量保有報告書および変更報告書（特例）より大和総研作成

大量保有報告書（特例）における保有目的では、いずれの提出主体においても証券業務を含む業務目的としての保有が最も多かった（図表 13）。「内国法人・組合」においては、業務目的の保有に次いで、政策投資目的の保有が多いことが分かった。

変更報告書（特例）における保有目的を集計すると、「内国法人・組合」においては政策投資が最も多く、「内国法人・組合（有価証券報告書等の提出義務者以外）」においては業務目的の保有が最も多かった（図表 14）。

図表 13 提出主体別の大量保有報告書（特例）記載の保有目的



（注 1）図表 12 でまとめた変更報告書に記載された保有目的を基に分類した。保有目的が複数ある場合は、そのいずれも集計している。

（注 2）提出主体の属性は、各変更報告書に紐づけられている提出者の EDINET コードに基づく。

（注 3）前掲図表 1 の大量保有報告書（特例）886 件のうち、表紙に「大量保有報告書」と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項であるものから、提出者が個人であった 1 件を除いた 876 件を対象とした。

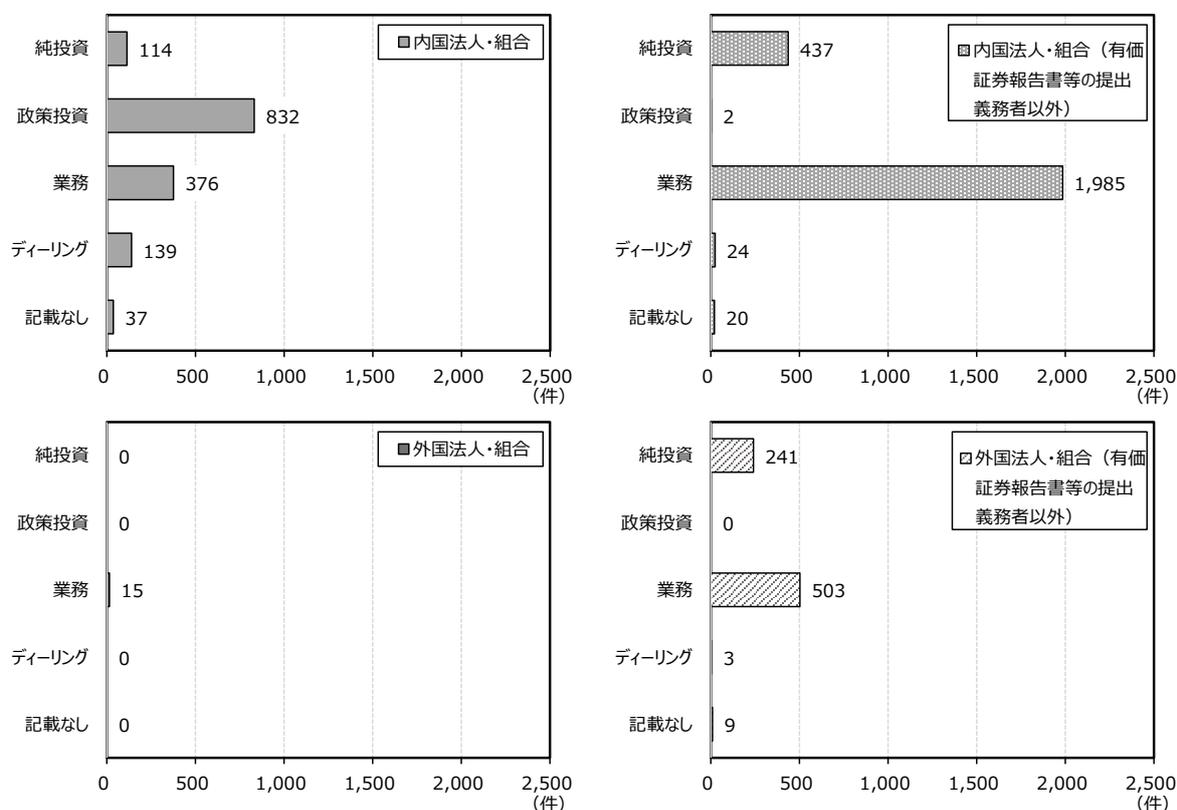
（注 4）複数の提出者（共同保有者）がいる場合は、主たるものとして 1 番目の提出者についての保有目的のみを対象としている。

（出所）EDINET 閲覧サイト、各大量保有報告書より大和総研作成

「内国法人・組合」において政策投資を保有目的としていた金融商品取引業者等は、主に銀行、信託銀行、保険、およびその持株会社であった。これらの金融商品取引業者等には、同じ金融グループに資産運用会社等を抱える場合も多い。現に、第 1 提出者の保有目的が政策投資である大量保有報告書（特例）や変更報告書（特例）を確認すると、共同保有者に同じグループの資産運用会社等があり、その資産運用会社等における業務上の株券等保有割合の変動が多く見られた。つまり、第 1 提出者単体では、本来は大量保有報告書や変更報告書の提出義務者とはならないが、グループ通算では報告書提出義務が生じるため、このような政策投資目的保有の事例が多く見られたと考えられる。

その一方で、政策投資目的保有を掲げる提出者において、当該株券等保有割合の 1%以上の減少が見られ、その提出者において政策投資目的の株券等の大幅な縮減が行われていると思われる事例も見受けられた。

図表 14 提出主体別の変更報告書（特例）記載の保有目的



(注 1) 図表 12 でまとめた変更報告書に記載された保有目的を基に分類した。保有目的が複数ある場合は、そのいずれも集計している。

(注 2) 提出主体の属性は、各変更報告書に紐づけられている提出者の EDINET コードに基づく。

(注 3) 前掲図表 1 の変更報告書（特例）3,990 件のうち、表紙に「変更報告書」（任意の附番の記載含む）と記載されているもの、かつ、表紙記載の根拠条文が金融商品取引法第 27 条の 26 第 2 項であるものから、提出者が個人であった 1 件および特例制度の対象ではないと思われる 1 件を除いた 3,982 件を対象とした。

(注 4) 複数の提出者（共同保有者）がいる場合は、主たるものとして 1 番目の提出者についての保有目的のみ対象としている。

(出所) EDINET 閲覧サイト、各変更報告書より大和総研作成

まとめと WG への期待

本稿では特例報告制度を利用した大量保有報告書や変更報告書の提出状況およびその記載内容について調査を行った。特例報告制度の利用者においては、提出遅延は見られないことが分かった。

WG においては、大量保有報告書等の提出遅延が相次いでいるのにもかかわらず課徴金納付命令の発出件数が少ない等として、大量保有報告制度のエンフォースメントの強化について議論されている¹⁰。しかし、定例的な業務ということもあり、WG で指摘されているような制度の不知、EDINET 操作の不慣れ等による提出遅延、記載事項の不備と思しき事例は特例報告制度適用対象者においてはごく少数と推測される¹¹。

金融商品取引法の課徴金制度は、そもそも当局の裁量をできるだけ排除した形式的・画一的な制度として設計された背景¹²があり、金融商品取引法で規定される大量保有報告制度の違反に対する課徴金による罰則も同様であると考えられる。しかし、提出者の属性によって大量保有報告制度や提出手続きへの理解度がまちまちであることから、画一的なエンフォースメントの強化は提出者および監督当局の両方にとって、過度な負担増となる可能性もある。例えば、個人投資家が提出した大量保有報告書等において不備があったとしても、手続きに不慣れである等の理由が多く、悪質性があまり高くないと考えられる。このような場合、罰則によるエンフォースメントの強化よりも、制度の周知や教育等を通じた提出者の理解を深める方が有効だろう。大量保有報告制度のエンフォースメントの強化にあたっては、提出者の属性に合わせた柔軟な対応かつ他の規律とのバランスの取れたものを期待したい。

¹⁰ 前掲脚注 2 資料 3「事務局説明資料」p. 23

¹¹ 例えば、前掲図表 3（注 2）から分かるように、EDINET で大量保有報告書（特例）として登録されているものは 886 件であるが、実際に大量保有報告書（特例）の要件を満たすものは 876 件であった。この差分の 10 件のうち 9 件は表紙記載の根拠条文が「金融商品取引法第 27 条の 26 第 2 項」と変更報告書（特例）を示すものであり、残りの 1 件は個人が提出したものであった。このことから、金融商品取引業者等においても、提出書類に事務的なミスがあることは否定できない。

¹² 松尾直彦『金融商品取引法〔第 3 版〕』、商事法務、2014 年、pp. 646-647 等を参照。